

(介護予防)短期入所生活介護
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会
福寿ぶんきょう小石川 あげぼし

(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

1. 事業者の概要

名称	株式会社日本アメニティライフ協会
所在地	横浜市青葉区みたけ台5番地10
電話番号	045-978-5051
設立	平成8年4月3日
資本金	5,000万円
代表者	代表取締役 江頭 瑞穂

2. 事業所の概要

名称	福寿ぶんきょう小石川 あげぼし
所在地	東京都文京区小石川5-11-8
電話番号	03-3868-2240
開設年月日	2021年7月1日
事業の種類	(介護予防) 短期入所生活介護
介護保険事業所番号	1370503607
管理者氏名	山中 亜也子

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社日本アメニティライフ協会が開設する(介護予防)短期入所生活介護事業所 福寿ぶんきょう小石川 あげぼし(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	1 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能

	<p>維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 併設する事業所

併設する事業所	花物語ぶんきょう ひとつ星（認知症対応型共同生活介護）
---------	-----------------------------

5. 建物の概要

①敷地及び建物

敷地	583.29㎡	
建物	構造	鉄骨造地上5階建1・2・3・5階部分（耐火構造）
	延べ床面積	1659.35㎡
	権利形態	自己所有（文京区より借地）

②専用設備

設備の種類	設置数	面積
専用居室	24室	11.62㎡～12.37㎡ (全室個室)

③事業所内の共用設備

設備の種類	設置数
食堂兼機能訓練室	2箇所
厨房	1箇所
浴室	3箇所（うち1箇所は機械浴）
脱衣室	3箇所
トイレ	10箇所（うち1箇所は多目的トイレ）

静養室	1 箇所
医務室	1 箇所
面談室	1 箇所
介護・看護職員室	4 箇所
洗濯室	2 箇所
汚物処理室	2 箇所
介護材料室	2 箇所

6. 職員体制の概要

職 種	員 数・職 務 内 容 等
管理者	常勤 1 名 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をする
医師	1 名以上 利用者の健康管理を行う
生活相談員	常勤換算 1 名以上（うち常勤 1 名以上） 利用者の生活相談、関係機関との調整等を行う
看護職員・介護職員	常勤換算方法で利用者数が 3 又はその端数を増すごとに 1 名以上（うち常勤 1 名以上） ・看護職員は利用者の健康状態の把握及び必要な看護を行う ・介護職員は利用者の日常生活上の介護を行う
機能訓練指導員	1 名以上 利用者に対する機能訓練及び介護職員への指導を行う
栄養士	1 名以上 利用者の食事についてその状態に応じた栄養管理を行う

7. 利用料の概要

短期入所生活介護に関する利用料（費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照）

月額利用料	居住費（滞在費） 3 2 0 円～ 2, 4 4 4 円 食費 3 0 0 円～ 2, 0 4 8 円
その他の費用	実費相当分
介護保険料	介護保険料の自己負担分

8. 協力医療機関

名称	医療法人社団黎明会 大塚クリニック
診療科目	内科、皮膚科、精神科
所在地	東京都豊島区南大塚3-34-6 南大塚エースビル401
電話番号	03-3984-2246

9. 緊急時対応方法および損害賠償

緊急時対応方法	<p>①利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときには、従業者は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し、迅速に対応します。</p> <p>②突発的な事象時(骨折や健康状態の急変)には救急車で対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。</p>
損害賠償責任	<p>①事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、利用契約書第11条の規定により損害賠償を行います。</p> <p>②事業者は、万一、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。</p>
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社

10. 苦情相談窓口

苦情相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所 管理者 受付時間：9：00～18：00 連絡先：TEL03-3868-2240 ・本社 安全管理室 受付時間：9：00～18：00（土日祝日除く） 連絡先：TEL045-979-0871
外部苦情申し立て機関	東京都国民健康保険団体連合会（介護相談指導課 介護相談窓口担当） TEL 03-6238-0177
行政機関	文京区介護保険課介護保険相談係 所在地：東京都文京区春日1-16-21 TEL 03-5803-1383

1 1. 非常火災対策

- 1 従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。
- 2 管理者は、甲種防火管理者を選任します。
- 3 甲種防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。
- 4 甲種防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、1年に2回避難及び救出その他必要な訓練を行います。

1 2. 秘密保持

- ① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
また、この守秘義務は雇用契約期間中及びその終了後においても継続することを、職員との雇用契約の内容とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、利用者に係わる居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を利用できるものとし、

1 3. 個人情報の保護

- ①利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ②事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。
- ③従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

1 4. 衛生管理

- ・事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

1 5. 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

1 6. 虐待の防止

- ・事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 7. 身体拘束等の原則禁止

- ①事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ②事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

1 8. その他運営についての留意点

- ①従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。又は業務体制を整備する。
 1. 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
 2. 継続研修（2ヶ月に1回程度実施）
- ②事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。
- ③事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の通所介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

〈以下余白〉

【説明日】 年 月 日

(介護予防) 短期入所生活介護利用契約書の締結にあたり、重要事項を説明し、交付しました。

事業所 (所在地) 東京都文京区小石川 5-11-8

(名称) 福寿ぶんきょう小石川 あげぼし

説明者 (氏名) 印

(介護予防) 短期入所生活介護利用契約書の締結にあたり、説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

利用者代理人 (住所)

(氏名) 印

(続柄)

身元引受人 (住所)

(氏名) 印

(続柄)